

「放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針骨子案」等についての主なご意見に対する考え方について

1. 「基本的な方向」等関連

	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
①	関係原子力事業者が一義的な責任を負っているとあるが、具体的な責任の範疇をより明確化して欲しい。(同旨約10件)	関係原子力事業者の責任は、放射性物質汚染対処特措法に基づき、今回の環境汚染への対処に関し、誠意を持って必要な措置を講ずること、国又は地方公共団体が実施する施策に協力すること等、が求められているとともに、同法に基づいて行われる除染等の費用の負担をすべきものと考えております。
②	関係原子力事業者がどういった措置を実施するかを明記すること。また措置に関する費用の負担は関係原子力事業者が負うこと明記すべき。(同旨約30件)	放射性物質汚染対処特措法においては、関係原子力事業者に、自ら措置を実施すること、国や地方公共団体の措置に協力すること等を定めております。また、同法第44条では「法に基づき講ぜられる措置は、原子力損害賠償法の規定により関係原子力事業者が賠償する責めに任ずべき損害に係るものとして、当該関係原子力事業者の負担の下に実施されるものとする。」とされており、国としてもこの規定を踏まえ、費用については、最終的に関係原子力事業者に求償することとなります。
③	地域住民に除染等の作業を強制しないこと。(同旨約250件)	除染の実施者は基本的に国、都道府県又は市町村が実施主体となることを想定しており、住民自身を除染実施者として作業の義務を課すものではありません。一方、生活空間の除染等について、地域住民が自主的に市町村の除染事業などに参加するような場合には、国として、技術者の派遣や財政的な措置などを行うこととしております。
④	事故の一義的な責任は原子力事業者およびその監督官庁が負うべきものであり、責任の度合いが大きく異なる主体を同列に並べて、同等の努力を求めるのは不合理。責任の重さに即した義務を課すべき。(同旨約190件)	除染の速やかな実施に向けては、あらゆる関係主体による取組が必要です。例えば、除染については、一般の方の住宅等を洗浄等することもありえるため、骨子案については、「関係省庁、関係地方公共団体、関係機関、事業者、国民等が総力を結集し」と記載しましたが、本記載をもって、各主体に同等の努力を求めるものではありません。国としては、主体ごとに、適切な役割分担の下で、必要な措置を実施していくことが重要であると考えており、ご指摘を踏まえて、必要な修正をいたします。
⑤	速やかな作業を優先させるがために、曖昧な基準や緩い基準としないこと。(同旨約220件)	基準値の設定に際しては、科学的な知見等に基づき安全性の確保にも十分留意した上で適切に定めてまいります。

⑥	環境汚染に関する情報は、公正かつ迅速、分かりやすい方法で周知すること。(同旨約40件)	適切な情報を迅速かつ分かりやすく周知することは重要と考えております。情報の公開・周知については、骨子案2(1)4ポツ、6(3)にも記載しているところです。
⑦	適切なリスクコミュニケーションを実施すること。また、リスクコミュニケーション等について、町民等も含むため、「市民」を「住民」に改めるのが適当。(同旨約10件)	ご意見を踏まえた対応、修正をしたいと思います。
⑧	多様な見解が存在する問題について一面的な情報提供を行わないこと。(同旨約200件)	情報提供については、骨子案6(3)においても、正確かつ迅速な情報提供を実施するとしており、一面的な情報提供とならないよう努めます。
⑨	監視測定は丁寧に実施すべき。(同旨約40件)	骨子案2(1)1ポツにおいて「国は、～きめ細やかな監視及び測定を実施すること」としておりますので、当該記載の通り、監視・測定については丁寧に実施してまいります。
⑩	測定結果の公開に当たっては、測定方法、測定条件等も公開すること。(同旨約200件)	測定方法、測定条件等についても、各種モニタリング結果の公表に際して、極力公開してまいりたいと考えております。
⑪	民間等のモニタリング結果も参照すべき。(同旨約20件)	まずは、監視測定に関する信頼性の担保された手法について、国としてお示しいたします。その上で、国・自治体において、民間等のモニタリング結果についても必要に応じて参照されるものと考えております。
⑫	国や地方公共団体が実施するモニタリングを監視する第三者的機関を設置すること。(同旨約40件)	モニタリングについては、骨子案2.(1)に記載の通り、国が責任を持って適切な役割分担の下で、統一的な監視及び測定の体制を整備することとしており、また、その情報についても速やかに公開することとしているところですので、新たに第三者的機関を設置する必要性は薄いと考えております。
⑬	監視測定の際には、セシウム以外の核種も考慮すべき。(同旨約20件)	「文部科学省による、プルトニウム、ストロンチウムの核種分析の結果について」(平成23年9月30日)においては、「セシウム134、137の50年間積算実効線量に比べて、プルトニウムや放射性ストロンチウムの50年間積算実効線量は非常に小さいことから、今後の被ばく線量評価や除染対策においては、セシウム134、137の沈着量に着目していくことが適切であると考えられる。」とされています。このことを踏まえ、放射性物質に汚染されたものへの対応については、放射性セシウムを支配的な核種として考え、水準の設定に当たっては、放射性セシウムについて着目することとします。

2. 「事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理に関する基本的事項」関連

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
<p>① 既存の処理体制・施設等は放射性廃棄物の取扱いを想定しておらず、設備・人的資源は不十分。そうした体制・施設に放射性廃棄物の処理を委ねるには限界がある。処理作業の迅速化を優先するあまり、既存の体制・施設の安易な活用は行わないよう求める。(同旨約200件)</p>	<p>既存の処理体制・施設等を活用した処理が困難となる程度に汚染された廃棄物は、国が処理を行うこととなりますが、その処理に当たっては、放射性物質の飛散防止、放射能の遮へい、原子炉等規制法並の厳しい排水・排ガス基準の設定、モニタリング等の対策を行い、安全性の確保を最優先にして処理を行ってまいる所存です。また、災害廃棄物の迅速な処理や除染の迅速な実施のためにも、安全性を確保しつつ、既存の処理体制・施設等を技術的に可能な範囲で活用し、汚染濃度の低い廃棄物の処理を進めていくことが重要と考えます。</p>
<p>② 現存する焼却施設の能力・性能のままで放射性廃棄物を焼却した場合、完全に放射性物質を捕提出来るのか。事前に十分な検討と調査、改良がなされるべき。(同旨約40件)</p>	<p>放射性物質に汚染された廃棄物の処理については、有識者から構成される災害廃棄物安全評価委員会において、安全な処理方法等について技術的な検討が行われており、排ガス処理設備としてバグフィルター等の設置された施設であれば、安全に焼却処理を行うことが可能であるとの結論を得ています。具体的には、環境省の調査において、バグフィルター等が設置されている施設では、排ガス中の放射性セシウムが十分に除去され、原子炉等規制法において定められている排ガス中の放射性物質の濃度限度を十分に下回るという結果が得られております。</p> <p>災害廃棄物の迅速な処理や除染の迅速な実施のためにも、安全性を確保しつつ、既存の処理体制・施設等を技術的に可能な範囲で活用し、汚染濃度の低い廃棄物の処理を進めていくことが重要と考えます。</p>
<p>③ 放射性廃棄物を焼却する場合は、焼却施設の性能を検証・公開し、住民参加の元で方針を決めるべき。(同旨約10件)</p>	<p>②の回答のとおり、安全に焼却できることを確認しておりますが、放射性物質に汚染された廃棄物の処理にあたっては、周辺住民等の関係者のご理解を得ていくことが重要と考えています。</p>
<p>④ 事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の再生利用は、放射性物質の拡散につながるため、すべきではない。(同旨約2300件)</p>	<p>本基本方針骨子案においては、「安全性を確保しつつ、廃棄物の再生利用(例えば、コンクリートくずを被災地の復興のための資材として活用する等)を図ること」としており、御指摘の事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の再生利用については、十分に覆土して放射線を防護しつつ、コンクリートくずを埋め戻し材として活用する等、安全性の確保を前提としたものに限ります。</p>

<p>⑤ 廃棄物の再生品の安全性について、具体的な数値を記載すべき。(同旨約20件)</p>	<p>本基本方針骨子案において、「安全性を確保しつつ、廃棄物の再生利用(例えば、コンクリートくずを被災地の復興のための資材として活用する等)を図ること」としていることを踏まえ、廃棄物を再生利用する際の再生品の安全性確保については、関係省庁が連携しながら万全を尽くしてまいります。</p>
<p>⑥ 「廃棄物の処理等に伴い周辺住民が受ける線量が年間1ミリシーベルトを超えないようにする」ことについて、追加的な被ばくをさらに1ミリシーベルト受けるのであるならば反対。(同旨約190件)</p>	<p>「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方について(平成23年6月3日原子力安全委員会)」において、処理等に伴い周辺住民の受ける線量が1mSv/年を超えないようにすることが示されており、その考え方を踏まえたものとしています。なお、実際の処理に当たっては、周辺住民の被ばく線量が最小限となるよう、処理基準に従って遮へい等の必要な措置を適切に講じてまいります。</p>
<p>⑦ 「廃棄物の処理等に伴い周辺住民が受ける線量が年間1ミリシーベルトを超えないようにする」ことについて、内部被ばくも勘案した数字とするべき。(同旨約40件)</p>	<p>「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方について(平成23年6月3日原子力安全委員会)」において、処理等に伴い周辺住民の受ける線量が1mSv/年を超えないようにすることが示されており、その考え方においては、内部被ばくも考慮されています。なお、実際の処理にあたっては、施設から排出される排水・排ガスについて内部被ばくを考慮した濃度限度を処理基準において設定し、これを遵守することとしています。</p>
<p>⑧ 通常処理基準「8000ベクレル/kg」の妥当性、広域処理の是非についても国民の意見を聞いてほしい。(同旨約2060件)</p>	<p>御指摘の点は、今後の業務の参考とさせていただきます。広域処理については、被災地において膨大な量の災害廃棄物が発生しており、被災地の早期の復旧・復興のためにも、これらの災害廃棄物を迅速に処理していく必要があることから、放射性物質に汚染されていないか、又は、きわめて汚染濃度の低い災害廃棄物について、他の地域における処理をお願いしているものです。</p>
<p>⑨ 指定廃棄物の処理基準は安全性が確保される基準値で定め、また、処分等の安全性について国民へ十分な周知を図ること。(同旨約10件)</p>	<p>指定廃棄物の処理に当たっては、放射性物質の飛散防止、放射能の遮へい、原子炉等規制法並みの厳しい排水・排ガス基準の設定、モニタリング等の対策を行い、安全性の確保を最優先にして処理を行ってまいり所存です。また、処分等の安全性については、今後も、説明・周知に努めてまいります。</p>

⑩	指定廃棄物の基準については、従来の基準であるクリアランスレベル(年間10マイクロシーベルト)を遵守すること。(同旨約190件)	クリアランスレベルは、この基準以下の廃棄物及びその再生品の用途・行き先を限定せず、あらゆる利用を想定して設定されたものであり、市場に広く流通させることが可能な物が満たすべき基準です。一方、指定廃棄物の指定基準は、既存の処理体制・施設等を活用した処理が困難となる程度に汚染されているため、国が処理を行うこととする廃棄物を指定するための基準であり、クリアランスレベルとは目的・性質が異なります。 災害廃棄物の迅速な処理や除染の迅速な実施のためにも、安全性を確保しつつ、指定基準未達の廃棄物については、既存の処理体制・施設等を可能な範囲で活用し、処理を進めていくことが重要と考えます。
⑪	指定廃棄物処理の監督省庁は一本化すべきである。(同旨約10件)	本基本方針骨子案P4「(3)指定廃棄物の処理に関する事項」において、「指定廃棄物の処理は、水道施設から生じた汚泥等の堆積物等については厚生労働省、公共下水道・流域下水道に係る発生汚泥等については国土交通省、工業用水道施設から生じた汚泥等の堆積物等については経済産業省、集落排水施設から生じた汚泥等の堆積物等及び農林業系副産物については農林水産省と連携して、環境省が行う」と明記されています。指定廃棄物の迅速かつ円滑な処理のため、関係省庁が指定廃棄物に関して有する知見を十分活用しながら、政府一体となって指定廃棄物の処理を進めてまいります。
⑫	放射性セシウムの濃度が1キログラム当たり8,000ベクレル以下のような比較的low濃度の汚泥焼却灰等についても、国が具体的な処分方法を明示し、国の責任で最終処分場を確保すること。(同旨約10件)	災害廃棄物の迅速な処理や除染の迅速な実施のためにも、汚染濃度の低い廃棄物については、安全性を確保しつつ、既存の処理体制・施設等を可能な範囲で活用し、処理を進めていくことが重要と考えます。この場合の具体的な処分方法については、現在、有識者検討会において議論いただいております。今後、省令やガイドラインでお示しする予定です。 また、国としても、科学的知見に基づいた処理の安全性の説明や、住民説明会へ参加などにより、汚染レベルの低い廃棄物の処理にあたって必要な役割を果たしてまいります。

3. 「土壌等の除染等の措置に関する基本的事項」等関連

	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
①	子どもの生活圏の除染を早急に実施すること。(同旨約30件)	本基本方針骨子案においても、除染等の措置を進めるに当たっては、とりわけ子どもへの対応に十分配慮することが必要であり、子どもの生活環境(学校、公園等)において優先的に実施することを記載しております。

②	高線量に汚染されている地域は、除染よりも避難を優先すべき。(同旨約250件)	現在警戒区域等の避難区域に設定されている地域については、避難されており帰還を望む方々の声に応えるためにも、環境省の役割は、除染を進めていくことだと認識しております。 また、それ以外の地域についても、長期的な目標として追加被ばく線量1ミリシーベルト以下となることを目指し、国として必要な措置を実施してまいります。
③	ICRPの勧告や原子力安全委員会の考え方だけでなく、その他(例えばECRR)の勧告も取り入れること。(同旨約10件)	国内外の科学的・技術的知見を踏まえることは重要であると認識しており、除染を進めていく上で、必要に応じて、新しい知見を取り入れていくよう、努めてまいります。
④	除染特別地域においても、年間の追加被ばく線量が1ミリシーベルト未満とすることを目指すべき。(同旨約10件)	追加被ばく線量が20ミリシーベルト以上である地域については、当該地域を段階的かつ迅速に縮小することを旨としております。また、除染の効果やモデル事業の効果等を踏まえて、今後具体的な目標を設定することとしております。ただし、除染特別地域には、空間線量が特に高い地域が存在していることから、そういった地域についてはある程度長期的な取組が必要になると考えています。
⑤	除染の目標については、内部被ばくも考慮したものとするべき。(同旨約60件)	除染の目標は、除染実施による追加被ばく線量の低減目標であり、その地域における平均的な線量の低減を目的としているものであることから、外部被ばくを前提としています。
⑥	目標にかかわらず、可能な限り早期に低線量となることを目指すべき。(同旨約190件)	本基本方針骨子案においても、環境汚染への対処は、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減させるために行うものと記載されており、そのことを旨として除染を進めてまいります。
⑦	除染実施計画の策定は、地域住民の参加の下で実施すること。(同旨約10件)	本基本方針骨子案においても、国及び地方公共団体は、除染等の推進に当たって住民参加への協力を求めることとしております。
⑧	除染が必要なところとそうでないところを明確にする必要がある。(同旨約10件)	環境大臣による地域指定や市町村等による除染実施計画の策定などを通じて、除染するところとそうでないところが明確になっていくものと考えています。
⑨	除染は本当に効果があるのか。しっかりと手法を検討すべき。(同旨約30件)	一定程度の効果が確認された除染方法を用い、除染を行っていくこととしており、除染の効果については、除染の前後で測定を行うことにより確認することとしております。
⑩	一度除染をしたところの継続的なモニタリングが必要。(同旨約10件)	本基本方針骨子案においても、土壌等の除染等の措置が適切に実施されたことを確認するため、当該措置の前後においてモニタリングを行い、効果の確認を行うとともに、必要に応じて当該措置の後に定期的なモニタリングを行うことと記載されているところです。

⑪	<p>高圧洗浄等で飛び散る汚染水対策など拡散防止対策が必要。(同旨約20件)</p>	<p>ご指摘の点については、飛散流出防止措置を、省令の基準において定めることとしています。</p>
⑫	<p>土壌の再生利用について、安全性の確認ができない現時点においては記載すべきではない。(同旨約10件)</p>	<p>本基本方針骨子案においても、安全性を確保しつつ、再生利用等を検討することとされており、安全性の確認を行いながら進めてまいりたいと考えています。</p>

4. 「その他重要事項」関連

	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
①	<p>福島原発周辺など、線量が高い地域は国が買い取り、ここに処理施設を設けること。(同旨約380件)</p>	<p>追加被ばく線量が20ミリシーベルト以上である地域については、当該地域を段階的かつ迅速に縮小することを目指すこととしております。避難されている方々の帰還に向けて、除染等の措置等を進めてまいります。</p>
②	<p>処理施設の立地に当たっては、住民の意向に従うこと。(同旨約190件)</p>	<p>今後必要になると考えられる仮置場、最終処分場、中間貯蔵施設等の施設の立地に当たっては、地方自治体及び地域住民の理解と協力を求めつつ立地場所を選定する必要があると考えております。</p>
③	<p>放射性廃棄物専用の設備で処理・長期保管をすべき。(同旨約2060件)</p>	<p>汚染廃棄物等に係る仮置場等については、周辺住民の健康及び周辺の環境保全に十分配慮しつつ行うことが必要であり、国においても安全性の確保には十分に留意して、設備の確保に努めてまいります。</p>
④	<p>環境汚染除去技術の選定・導入にあたっては、地域住民の利益を第一に考慮すべき。(同旨約190件)</p>	<p>国としては、除染の推進のために、費用対効果が高くかつ効果の実証された除染方法を標準的な方法としてお示しすることとしております。また、汚染への対処に当たっては、地元雇用に配慮してまいります。</p>
⑤	<p>マスクや手袋の着用など作業員の安全を確保すべき。(同旨約30件)</p>	<p>作業員の安全確保については、現在、厚生労働省において、検討されていると承知しております。環境省としてもその結果を踏まえ、適切な安全確保に努めてまいります。</p>
⑥	<p>専門家等については安全サイドに立った人物等、様々な立場の意見の持ち主を任用すべき。(同旨約20件)</p>	<p>除染については、世界的に経験の少ない事業であることから、1. ⑩において「国内外の叡智を結集して対応すること」と記しています。様々な知見を取り入れて実施してまいります。</p>
⑦	<p>除染の実施者については、基準を定め、適切な研修や許認可を受けた事業者のみに限定すべきではないか。その基準は、環境汚染防止や作業員の労働安全衛生管理、除染の効果、費用、技術的経済的能力等の項目について定めるべき。(同旨約10件)</p>	<p>除染の実施者については、法第三十五条に示されているとおり、基本的には国、都道府県、市町村等が行うことにより、基準の遵守が図られるものと考えております。また委託を受ける者についても、法四十条第二項に基づき定められる委託基準を満たす者に限定することとなっており、技術面・経営面・安全面等の適格要件を満たすことを求めることとしております。</p>

5. 地域要件関連

	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
①	除染特別地域や汚染廃棄物対策地域は、警戒区域や計画的避難区域だけでなくできるだけ広い地域を国が除染すべき。(同旨約20件)	除染特別地域及び汚染廃棄物対策地域については、線量が高く、高いレベルの技術及び作業員の安全への十分な配慮が必要であること、立入りが制限されている地域であること等を踏まえて警戒区域や計画的避難区域を指定することとしております。その他の地域についても、国として財政的、技術的措置を行います。
②	「汚染状況重点調査地域」の要件について、追加被ばく線量1ミリシーベルトは高すぎる。もっと低い値とすべき。(同旨約30件)	環境省としては、平成23年7月19日に原子力安全委員会が発表した「今後の避難解除、復興に向けた放射線防護に関する基本的な考え方について」において、長期的には追加被ばく線量が年間1ミリシーベルトを目標とするとされたこと、これを踏まえ「除染に関する緊急実施基本方針」において、追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以上の地域で除染をするとされたことを踏まえ、汚染状況重点調査地域を追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以上の地域とすることが適当と考えています。
③	局所的に高線量を示す場所がある場合に、その地点を指定対象とすべき。(同旨約190件)	汚染状況重点調査地域の指定にあたっては、ある程度面的な広がりを持つ地域について、その地域の平均的な空間線量率に基づき判断することとしますが、指定に当たっては、市町村等とよく相談しながら進めていきたいと考えております。
④	追加被ばく線量1ミリシーベルトは内部被ばくも考慮したものとすべき。(同旨約20件)	除染の目標は、除染実施による追加被ばく線量の低減目標であり、その地域における平均的な線量の低減を目的としているものであることから、汚染状況重点調査地域の要件である追加被ばく線量年間1ミリシーベルトについては、外部被ばくを前提としています。
⑤	空間線量の測定の基準は地表から1メートルだけではなく、地表50cmや10cm、5cm、1cmも活用すべき(同旨約210件)	国の地域指定に当たっては、原則として地表から1メートルの高さでの空間線量を基準として活用することとしていますが、地方自治体が独自に測定したものについても、柔軟に活用できるよう対応してまいります。

6. その他

	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
--	--------	------------

① 広域処理反対(同旨約1500件)	御指摘の点は、今後の業務の参考とさせていただきます。広域処理については、被災地において膨大な量の災害廃棄物が発生しており、被災地の早期の復旧・復興のためにも、これらの災害廃棄物を迅速に処理していく必要があることから、放射性物質に汚染されていないか、又は、きわめて汚染濃度の低い災害廃棄物について、他の地域における処理をお願いしているものです。
② 法の対象外となった地域でも、子どもが集まる場所等は除染を行うべき。(同旨約10件)	周辺より放射線量の高い箇所への対応については、「当面の福島県以外の地域における周辺より放射線量の高い箇所への対応方針」(平成23年10月21日関係省庁)を踏まえ、関係省庁と連携しつつ、適切な対応を実施していきたいと考えています。